

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則
○人事委員会の権限(勤勉手当)の一部委任の一部を改正する告示

ページ

人事委員会

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十五・二十七

人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中、「第一条第一項第七号」を、「第一条第一項第九号」に改め、同項第三号中口を八とし、イの次に次のように加える。

ロ 人事委員会の定める公共的機関の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会の定める期間

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 十五(勤勉手当)の規定は、平成二十二年六月一日から適用する。

○人事委員会告示第七号

人事委員会は、人事委員会規則二 二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平

成九年年人事委員会告示第七号(人事委員会の権限(勤勉手当)の一部委任)の一部を次のように改正した。

平成二十二年六月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、同(二)中「第五条第二項第三号ロ」を「第五条第二項第三号ハ」に改め、同(二)を同(三)とし、同(一)の次に次のように加える。

(二) 規則七・十五第五条第二項第三号ロに規定する人事委員会が定めることとされている公共的機関及び人事委員会が定めることとされている期間について定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十二年六月二十九日